

物価高騰対策支援金（医薬品卸分）Q&A

No.	内 容	質 問	回 答
1	制度・対象について	この支援金の目的は。	エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けて費用が増加している県内の医薬品卸に対して、負担の軽減を図り、地域において必要な医薬品提供機能を維持することを目的としています。
2	制度・対象について	補助金の交付対象施設は。	この支援金の交付対象者は、令和7年(2025年)3月31日において熊本県内で医薬品卸（薬価基準に収載されている医療用医薬品を取り扱い、かつ、医薬品倉庫面積（医薬品卸の許可に係る医薬品倉庫の面積）がおおむね100㎡以上）を開設し、今後も事業を継続する意思を有する者です。 上記以外の医薬品卸は、営業規模が小さい等面積規定（おおむね100㎡以上）が適用されず、原油価格・物価高騰の影響が限定的であるため支援の対象外とします。 また、今後のエネルギー価格等の物価高騰の中で、公定価格（薬価）により定められ、価格転嫁が困難な医薬品卸を支援する事業です。そのため薬価基準に収載されている医療用医薬品を取り扱う医薬品卸を給付の対象としています。 ※ただし、申請書裏面に記載されている誓約事項にすべて該当する case に限ります。 ※おおむね100㎡以上とは、医薬品倉庫面積が90㎡以上とさせていただきます。
3	制度・対象について	休止中の医薬品卸は対象となるか。	令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの期間に一部休止をしていた場合は対象となりますが、営業実態がない施設（全期間事業を休止している施設）については対象となりません。
4	制度・対象について	医薬品卸（営業所）は熊本県内にあるが、開設法人の本社は熊本県外にある場合、対象となるか。	本社が熊本県外にあっても、熊本県内を所在地として医薬品卸の許可（医薬品医療機器等法第25条第3項に規定する医薬品の卸売販売業の許可）を受けている場合は対象となります。
5	制度・対象について	廃業を視野に入れているが、申請は可能か。	今後も事業を継続する意思を有するものとなっており、継続の意思がなければ不可です。
6	制度・対象について	令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの間に、移転に伴う廃業→新規開設許可申請を行い、医薬品卸を開設したが支援対象となるか。	対象経費について物価高騰の影響を受けている医薬品卸の場合は対象となります。 その場合、移転前・移転後の医薬品卸それぞれについて申請はできません（移転後の新規開設した事業所のみで申請ください。）。
7	制度・対象について	対象経費の「令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間に交付対象者が支出する光熱費、燃料費等の物価高騰に係る上昇分」とはいつと比較して増加した分ですか。	「令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日」までの費用と、「令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日」までの費用を比較して、光熱費等の対象経費が増加している場合は対象となります。
8	申請方法について	申請にはどんな書類が必要か。	以下の書類を御準備ください。 ・（様式1）令和7年度（2025年度）熊本県医薬品卸物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書 ・（様式1－②）申請医薬品卸一覧 ・（様式1－③）振込口座情報関係（通帳の写し等） ・（様式1－④）委任状兼口座振替申出書（任意・要押印）※口座名義が申請者と異なる場合のみ ・（別紙1）医薬品倉庫面積 確認資料 ・（別紙2）申請車両一覧 ・申請車両の使用権限が分かる書類（車検証やリース契約書の写し等、使用者の氏名又は名称、使用の本拠が分かるもの）。 ただし、令和5年1月から発行される電子車検証を添付する場合は、「自動車検査証記録事項」も添付すること。 ※通帳の写し等は、通帳を撮影した画像でも構いませんが、口座名義及び口座番号が読み取れる鮮明なものを添付してください。

物価高騰対策支援金（医薬品卸分）Q&A

No.	内 容	質 問	回 答
9	申請方法について	申請の受付期間はいつまでか。また、支援金の支給はいつか。	申請受付期間は、令和7年(2025年)8月29日（金）までです。（郵送の場合は必着。） 支援金の支給は、審査を終えたものから順次行います。ただし、申請書に不備があり修正に時間を要した場合は、支給が遅れる可能性があります。 ※個別の進捗状況、支給日（振込日）はお答えできません。
10	申請方法について	申請方法はどのようにすればよいか。	メールまたは郵送で提出してください。 【提出先】 （メール）yakumueisei@pref.kumamoto.lg.jp （郵送先）〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18－1 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課薬事班宛て ※申請書等の様式は、熊本県薬務衛生課のホームページからダウンロードすることができます。 URL:https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/180250.html
11	申請方法について	複数の医薬品卸を開設している場合、申請は営業所ごとか、法人単位か。	開設者が、県内の交付対象である全ての医薬品卸である営業所をとりまとめた上で、1通の申請書として申請してください。対象となる医薬品卸である営業所については、様式1－②に記載して提出してください。
12	申請方法について	光熱費等の増加を証明する書類や領収書などを申請書に添付する必要があるか。	申請時点で添付する必要はありませんが、5年間（令和12年度末まで）施設・事業所等において適切に整備保管するとともに、県から求めがあった場合は速やかに提出いただく必要があります。※虚偽の申請を行ったことが判明した場合は、返還を求めます。
13	申請方法について	申請書類に押印は必要か。	押印は必須ではありません。 押印を省略する場合は、申請書の書類発行責任者等について記入が必要です。 <u>※ただし、様式1－④：「委任状兼口座振替申出書」については押印が必要です。</u>
14	申請方法について	申請書類の作成方法等を直接相談したい場合の窓口はどこか。	この事業についての相談、問合せ窓口は以下のとおりです。 （受付・問合せ先） 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課薬事班 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18－1 TEL：096-333-2242 メール：yakumueisei@pref.kumamoto.lg.jp
15	申請方法について	申請後に、記載漏れや標記誤りなど申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。	受付・問い合わせ先（問14参照）へお問い合わせください。
16	申請方法について	申請者と受取口座の名義が異なる場合はどうすればよいか。	原則として、支援金の受取口座は申請者と統一してください。 やむを得ず申請者と異なる場合は、「委任状兼口座振替申出書（押印必要）」を申請書に添付してください。

物価高騰対策支援金（医薬品卸分）Q&A

No.	内 容	質 問	回 答
17	申請方法について	申請書類の到着状況や審査状況、支給日について問い合わせたい。	個別の進捗をお答えすることはできません。
18	申請方法について	実績報告書の提出は必要か。	実績報告書の提出は不要です。また、対象経費は消費税及び地方消費税相当額を除いた分となるため、仕入控除税額の報告も不要です。 (参考) 交付要項 第9条 この支援金は、第5条第1項に定める申請書の提出をもって実績報告書の提出に代え、第6条に定める交付の決定をもって額を確定したものとみなす。
19	その他	医薬品卸が所有する車両の燃料費負担増加分が対象になるとのことだが、具体的な対象車両は。	令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの期間に申請する医薬品卸が所有し、使用していた車両が対象となります。なお、会社名義である車両はもちろんですが、リースの車両についても対象となります。また、申請車両の使用権限がわかる書類（車検証やリース契約書の写し等、使用者の氏名又は名称、使用の本拠の位置が分かるもの）を添付ください。その際、令和5年1月から発行される電子車検証を添付される場合は、「自動車検査証記録事項」の添付も併せてお願いします。
20	その他	申請対象となる面積は。	対象となる面積とは、医薬品を貯蔵する倉庫の面積です。常時居住する場所や共有通路、トイレ等は含まれません。